

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年10月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月18日から同年11月7日まで縦覧に供する。

平成28年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 池奥地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 実相寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西又上ざこ地区	〃
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下牛池地区	〃